大淀町第3次障がい者基本計画

令和3年(2021)年3月

大 淀 町

はじめに

本町では、平成26(2014)年3月に「大淀町第2次障がい者 基本計画」を策定し、障がいのある人に関する様々な分野の施策目標を掲げ、その推進に努めてまいりました。

この間、国においては、平成28(2016)年4月に、いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、平成30(2018)年4月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されるなど、障がい者施策に係る一連の法整備が進められました。



このたび、国の動向等を反映して計画全般の見直しを行うにあたり、障がいのある人の生活 実態や社会状況の変化に即した障がい者施策を、さらに総合的・計画的に推進していくため、 新たな「大淀町第3次障がい者基本計画」を策定することとなりました。「ともに支えあい生き る おもいやりと安心のまちづくり」を基本理念とし、近年の制度改革の理念や方向性を反映さ せるとともに、これまでの計画の成果と課題を踏まえ、障がい者施策を一層充実させていく所 存です。

今後の推進に向けては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で安心して暮らせるまちづくりを進め、本町のまちづくりの基本理念・将来像である「来たい、住みたい、住み続けたいまち」をめざす行政運営に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたってアンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様並び に各種団体・事業所の関係者の皆様に心より厚くお礼を申し上げます。

令和3(2021)年3月

大淀町長 周下 守正

目 次

| 第1章 | 章 計画の策定にあたって | 1 |
|-----|-----------------------|-----|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 3 |
| 3 | 計画の期間 | 4 |
| 第2章 | 章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 | 5 |
| 1 | 人口と高齢化率 | 5 |
| 2 | 障がいのある人の状況 | 6 |
| 3 | アンケート調査からみた現状と課題 | 13 |
| 第3章 | 章 計画の基本的な考え方 | 28 |
| 1 | 計画の基本理念 | 28 |
| 2 | 計画の基本目標 | 28 |
| 3 | 計画の施策体系 | .31 |
| 第4章 | 章 施策の展開 | .32 |
| 1 | ともに理解し、地域で交流できるまちづくり | 32 |
| 2 | 暮らしやすいまちづくり | 35 |
| 3 | 情報にアクセスしやすいまちづくり | .39 |
| 4 | 安心・安全なまちづくり | 42 |
| 資料網 | | |
| 1 | 五條•吉野地域自立支援協議会設置要綱 | 47 |
| 2 | 令和2年度五條·吉野地域自立支援協議会名簿 | 49 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国における障がい者施策は、平成 25 (2013) 年における「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」への改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(改正障害者総合支援法)」(平成 28 (2016) 年法律第 65 号) の平成 30 (2018) 年施行に伴い、医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るよう『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

近年、障がいのある人を取り巻く環境の変化や、法整備が進んでいます。障がいのある人の就労・雇用に関しては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」(平成24(2012)年法律第50号)、平成25(2013)年施行)により、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っています。さらに、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(障害者雇用促進法)」(平成25(2013)年法律第46号)平成30(2018)年施行)では、雇用分野における障がい者差別を禁止する措置が定められています。そして、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」(平成23年(2011)法律第79号)平成24(2012)年施行)や「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」(平成25(2013)年法律第65号)平成28(2016)年施行)により、障がいのある人の虐待防止・早期発見の取組が進んでいます。

本町では、平成 26(2014) 年 3 月に「大淀町第2次障がい者基本計画」を策定し、 障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針や目標を定め、障がい者施策に取り組んで きたところです。

このたび、国が平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までを計画期間とする「障害者基本計画(第4次)」を平成30(2018)年3月に策定したこと、また、奈良県では令和2(2020)年度から令和6(2024)年度を計画期間とする「奈良県障害者計画」を策定したことから、このような国、県の動きを反映するため、本町の障がいのある人に関わる施策の基本方向について見直しを行うこととし、新たな「大淀町第3次障がい者基本計画」として策定しました。

【国「障害者基本計画(第4次)」の概要】

障害者基本計画(第4次)の策定にあたっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画(第4次)の位置付け

位置付け:障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画

計画期間: 平成 30 (2018) 年度から 34 (2022) 年度までの 5 年間

2. 障害者基本計画(第4次)の背景

背景①:障害者権利条約の批准⇒ 分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要 背景②:障害者差別解消法の施行⇒ 差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要

背景③: 2020 東京ペラリンピックの開催決定→ 先進的な取組を世界に示せるよう、世界の範となる障害者施策の実現が必要

課題(1):アクセシビリティの向上

○社会的障壁の除去のため、**障がい者のアクセシビ** リティ向上の環境整備が重要

○**社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れる**ことを通じ、社会全体で強力に取 組を推進

課題②:性別、年齢による複合的困難への配慮

○**障がいのある女性や障がいのある子供**は**複合的困 難な状況**に置かれる場合がある

○複合的困難に直面する障がい者に対するきめ細か い配慮が求められている ことを踏まえて障がい者 施策を策定・実施

課題③:統計・PDCAサイクルの充実

○" Evidence Based Policy" の観点から障がい当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要

○ PDCA サイクルを構築・着実に実行し、障がい者施 策の不断の見直しを行っていく

3. 各分野に共通する横断的視点

(1)障害者権利条約の理念の尊重・ 整合性の確保

(4)障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

(2)社会のあらゆる場面における アクセシビリティの向上

(5)性別、年齢による複合的困難に 配慮したきめ細かい支援 (3)当事者本位の総合的 かつ分野横断的な支援

(6)PDCA サイクル等を通じた実効性ある取組の推進

4. 命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がい者と障がいのない者が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、国民の理解促進に努める。

各分野における障がい者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

3. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障がいのある子供に対する支援の充実
- (5) 障がい福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の 普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1)総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障がい者雇用の促進
- (4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障がい学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障がい者の国際交流等の推進

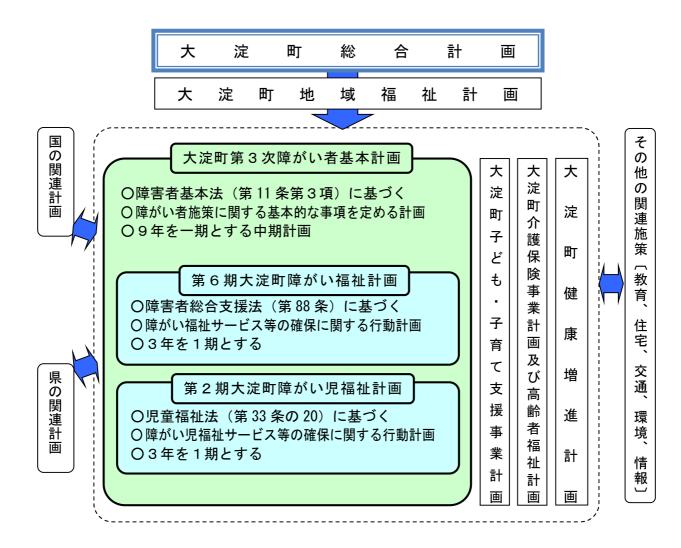
2 計画の位置づけ

「大淀町第3次障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置づけられます。

「第6期大淀町障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)第88条に基づく市町村障がい福祉計画として障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針(厚生労働大臣告示)に即して定めるものとされていることから、「大淀町障がい者基本計画」の中の生活支援にかかる実施計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

「第2期大淀町障がい児福祉計画」は、児童福祉法の一部改正(第33条の20)により、 市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされており、障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体的に作成するものとします。

本計画は、「大淀町総合計画」を上位計画とし、「大淀町地域福祉計画」、「大淀町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「大淀町子ども・子育て支援事業計画」、「大淀町健康増進計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



3 計画の期間

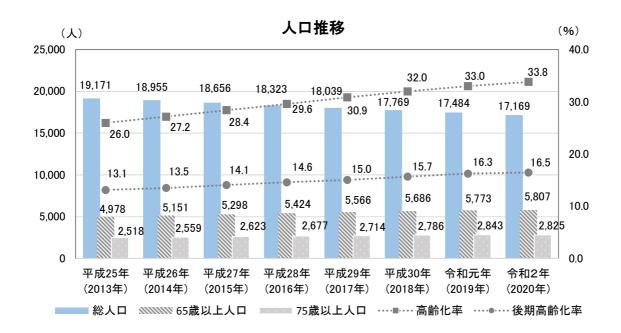
「大淀町第3次障がい者基本計画」は、令和3(2021)年度から令和11(2029)年度の9ヵ年を計画期間とします。「第6期大淀町障がい福祉計画・第2期大淀町障がい児福祉計画」は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3ヵ年を計画期間とします。

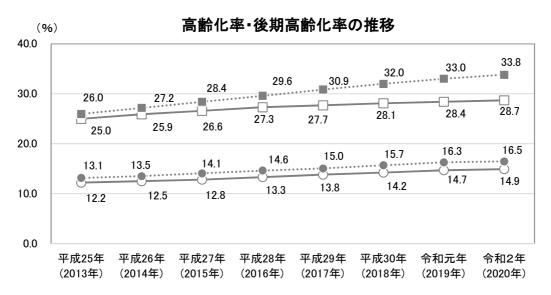
| | 令和 2 (2020) 年度 | 令和3 (2021) 年度 | 令和 4 (2022) 年度 | 令和 5 (2023) 年度 | 令和 6 (2024) 年度 | 令和 7 (2025) 年度 | 令和 8 (2026) 年度 | 令和 9 (2027) 年度 | 令和 10 (2028) 年度 | 令和 11 (2029) 年度 |
|----------|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 障がい者基本計画 | 第2次 | | | | 第 | 3次計画 | | | | |
| 障がい福祉計画 | 第5期 | 第 | 56期計画 | i | 第 | ラフ期計画 | i | 第 | 8 期計画 | |
| 障がい児福祉計画 | 第1期 | 第 | 52期計画 | i | 第 | 第3期計画 「 | i | 角 | 4 期計画 | i |

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 人口と高齢化率

本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和2年度では17,169人となっています。 一方で、65歳以上人口及び高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)については増加傾向となっており、令和2年度には5,807人で33.8%と、全国の高齢化率より高い水準で推移しています。





──── 全国高齢化率 ····■···· 大淀町高齢化率 /── 全国後期高齢化率 ····●···· 大淀町後期高齢化率

資料:大淀町は住民基本台帳(各年9月末) 全国は総務省統計局「人口推計」(各年10月1日、令和2年は概算値)

2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がい者(児)の状況

①年齡別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数を年齢別にみると、令和元年度で、18歳未満が13人、18歳以上が919人で、計932人となっています。また、総人口に占める身体障害者手帳所持者の割合は横ばい状態で推移しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移 (年齢階層別)】

(単位:人)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|----------|----------|---------|
| 18 歳未満 | 15 | 14 | 13 |
| 18~64 歳 | 204 | 192 | 189 |
| 65 歳以上 | 745 | 739 | 730 |
| 合 計 | 964 | 945 | 932 |
| 総人口 | 17, 911 | 17, 612 | 17, 336 |
| 割合 (%) | 5. 38 | 5. 37 | 5. 38 |

(各年度3月31日現在、総人口は住民基本台帳人口)

②身体障害者手帳所持者の等級別構成比

等級別構成をみると、各年度とも1級が最も多く、次いで4級が多い状態で推移しています。

【身体障害者手帳所持者の等級別構成の推移】

(単位:人)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----|----------|----------|-------|
| 1級 | 292 | 280 | 277 |
| 2級 | 141 | 139 | 134 |
| 3級 | 161 | 157 | 159 |
| 4級 | 245 | 244 | 238 |
| 5級 | 78 | 77 | 72 |
| 6級 | 47 | 48 | 52 |
| 合 計 | 964 | 945 | 932 |

(各年度3月31日現在)

③身体障害者手帳所持者の障がい種類別構成

障がいの種類別構成をみると、いずれの年度も肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の障がい種類別構成の推移】

(単位:人)

| | 全 | 体 | 視覚障害 | 聴覚障害・ 平衡機能 | 音声·言語 機能障害 | 肢体不自由 | 内部障害 |
|----------|---|-----|------|---------------|---------------|-------|------|
| 平成 29 年度 | | 964 | 75 | 86 | 24 | 586 | 259 |
| 平成 30 年度 | | 945 | 73 | 88 | 23 | 561 | 262 |
| 令和元年度 | | 932 | 72 | 90 | 20 | 535 | 268 |

※障がい種別には重複が含まれており、身体障害者手帳保持者数の実数と一致しません。

(各年度3月31日現在)

④身体障害者手帳所持者の障がい種類別の等級の分布

身体障害者手帳所持者の障がい種類別の等級の分布をみると、視覚障害、音声・言語機能障害、内部障害は1級、聴覚障害・平衡機能は4級及び6級、肢体不自由は4級が最も多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の障がい種類別の等級の分布】

(単位:人)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合 計 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 視覚障害 | 31 | 18 | 12 | 3 | 5 | 3 | 72 |
| 聴覚障害 • 平衡機能 | 7 | 19 | 18 | 23 | 0 | 23 | 90 |
| 音声・言語機能障害 | 10 | 5 | 3 | 2 | 0 | 0 | 20 |
| 肢体不自由 | 90 | 98 | 95 | 162 | 65 | 25 | 535 |
| 内部障害 | 168 | 8 | 39 | 53 | 0 | 0 | 268 |
| 合 計 | 306 | 148 | 167 | 243 | 70 | 51 | 985 |

※障がい種別には重複が含まれており、身体障害者手帳保持者数の実数と一致しません。

(令和2年3月31日現在)

(2) 知的障がい者(児)の状況

①年齢別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、令和元年度で18歳未満が42人、18歳以上が138人で、計180人となっています。また、総人口に占める療育手帳所持者の割合は微増傾向で推移しています。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

(単位:人)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|----------|----------|---------|
| 18 歳未満 | 50 | 47 | 42 |
| 18~64 歳 | 114 | 123 | 129 |
| 65 歳以上 | 7 | 8 | 9 |
| 合 計 | 171 | 178 | 180 |
| 総人口 | 17, 911 | 17, 612 | 17, 336 |
| 割合(%) | 0. 95 | 1. 01 | 1. 04 |

(各年度3月31日現在、総人口は住民基本台帳人口)

②療育手帳所持者の障がい程度別構成

障がいの程度別構成をみると、令和元年度はA(最重度・重度)が79人、B(中・軽度)が101人となっています。

【療育手帳所持者の障がい程度別構成の推移】

(単位:人)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|-------|
| А | 80 | 81 | 79 |
| В | 91 | 97 | 101 |
| 合計 | 171 | 178 | 180 |

(各年度3月31日現在)

(3)精神障がい者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度で171人となっています。また、総人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は微量ではありますが増加傾向にあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位:人)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|---------|
| 所持者 | 134 | 154 | 171 |
| 総人口 | 17, 911 | 17, 612 | 17, 336 |
| 割合(%) | 0. 75 | 0. 87 | 0. 99 |

(各年度3月31日現在、総人口は住民基本台帳人口)

②精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成

手帳所持者の等級別構成は、各年度とも2級が最も多くなっており、令和元年度は115人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成の推移】

(単位:人)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|-------|
| 1級 | 17 | 18 | 20 |
| 2級 | 91 | 103 | 115 |
| 3級 | 26 | 33 | 36 |
| 合計 | 134 | 154 | 171 |

(各年度3月31日現在)

(4) 難病患者(特定疾患認定患者)の状況

難病患者について、特定疾患認定患者数の年次推移をみると下表のとおりで、令和元年度は186人となっています。

【特定疾患認定患者数の推移】

(単位:人)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|-------|
| 総数 | 175 | 178 | 186 |

(各年度3月31日現在)

なお、障害者総合支援法によるサービスの対象疾患は、平成 27 (2015) 年1月時点で 151 疾病、さらに令和元(2019) 年7月現在、333疾病に拡大されました。

※ 障害者総合支援法における難病の定義 第4条抜粋

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

(5) 障害支援区分認定者

障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分で、介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用が可能

令和元年度では、区分内訳は、「区分3」が32人で最も多くなっています。これに次いで「区分4」が22人となっています。

【障害支援区分認定者数(全体)の推移】

(単位:人)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|-------|
| 区分6 | 26 | 25 | 21 |
| 区分5 | 21 | 20 | 20 |
| 区分4 | 33 | 25 | 22 |
| 区分3 | 28 | 28 | 32 |
| 区分2 | 16 | 20 | 21 |
| 区分 1 | 2 | 2 | 0 |
| 非該当 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 126 | 120 | 116 |

(各年度3月31日現在)

主な障がい種別で障害支援区分認定者数をみると、令和元年度は知的障がい者の認定者数が50人で最も多くなっています。内訳をみると、身体障がい者は「区分6」が15人で最も多く、知的障がい者は「区分4」(14人)が多くなっています。精神障がい者は「区分3」(12人)が多くなっています。

【障害支援区分認定者数(主たる障がい種別)の推移】

(単位:人)

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | 合 計 |
|------|-------|-------|-------|-----|
| 区分6 | 15 | 6 | 0 | 21 |
| 区分5 | 6 | 13 | 1 | 20 |
| 区分4 | 3 | 14 | 5 | 22 |
| 区分3 | 8 | 12 | 12 | 32 |
| 区分2 | 5 | 5 | 11 | 21 |
| 区分 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 37 | 50 | 29 | 116 |

(令和2年3月31日現在)

(6) サービス支給決定及び受給の状況

サービス支給決定の状況をみると、平成 29 年に 204 人だった支給決定者数が令和 2年には 217 人となっています。

また、支給決定を受けてサービスを利用した人(受給者)は令和2年で189人となっており、平成29年から2人(1.01倍)増加しています。

障がい別にみると、令和2年 10 月現在、支給決定者、受給者ともに知的障がい者が最も多く、次いで障がい児、身体障がい者及び精神障がいの順となっています。

【支給決定者数の推移】

(単位:人)

| | | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-------------|------|---------|---------|------|------|
| 全体 | 支給決定 | 204 | 209 | 215 | 217 |
| 全 体 | 受給者 | 187 | 193 | 191 | 189 |
| 身体障がい者 | 支給決定 | 51 | 49 | 49 | 48 |
| 身体障がいる | 受給者 | 48 | 45 | 44 | 41 |
| 知的障がい者 | 支給決定 | 65 | 63 | 63 | 62 |
| 知られたいは | 受給者 | 60 | 62 | 60 | 60 |
| 生 地 除 が い 子 | 支給決定 | 41 | 47 | 52 | 48 |
| 精神障がい者 | 受給者 | 37 | 39 | 43 | 37 |
| 障がい児 | 支給決定 | 47 | 50 | 51 | 59 |
| | 受給者 | 42 | 47 | 44 | 51 |

(各年10月現在)

【受給者の障害支援区分】

(単位:人)

| | Z | 区分1 | 区分 2 | 区分3 | 区分 4 | 区分 5 | 区分 6 | 全 体 | 区分なし | 合 計 |
|-------|---|-----|------|-----|------|------|------|-----|------|-----|
| 全体 | | 0 | 20 | 32 | 24 | 19 | 22 | 117 | 100 | 217 |
| 身体障がい | | 0 | 5 | 8 | 4 | 5 | 16 | 38 | 10 | 48 |
| 知的障がい | | 0 | 5 | 12 | 16 | 13 | 6 | 52 | 10 | 62 |
| 精神障がい | | 0 | 10 | 12 | 4 | 1 | 0 | 27 | 21 | 48 |
| 障がい児 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 59 | 59 |

(令和2年10月現在)

※「区分なし」は、障がい児、同行援護、訓練等給付(自立訓練、就労系サービス、グループホーム)利用者です。

3 アンケート調査からみた現状と課題

(1) アンケート調査の概要

本調査は、大淀町障がい者基本計画策定にあたり、障がいのある人の日常生活の状況、将来への希望、考え方などを把握するとともに、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的として実施しました。

■「障がい福祉に関するアンケート調査」の実施概要

| | 調査区分 |
|---------------------|--|
| (1)調査対象 | 令和2年8月1日現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉 手帳のいずれかを所持している人 |
| (2)調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| (3)配布数 | 1,180人 |
| (4)有効回収数 [有効回収率] | 630人 [53.4%] |
| (5)調査期間 | 令和2年9月2日(水)~9月30日(水) |

■「障がい福祉に関する事業所アンケート調査」の実施概要

| | 調査区分 |
|---------------------|------------------------|
| (1)調査対象 | 大淀町に所在する障がい福祉サービス事業所 |
| (2)調査方法 | e メール配布・e メール回収 |
| (3)配布数 | 25件 |
| (4)有効回収数 [有効回収率] | 19件 [76.0%] |
| (5)調査期間 | 令和2年11月6日(金)~11月20日(金) |

■「障がい福祉に関する団体ヒアリング調査」の実施概要

| | 調査区分 |
|---------|-------------------|
| (1)調査対象 | 大淀町に所在する障がい者関連5団体 |
| (2)調査方法 | 郵送配布•郵送回収•面談 |
| (3)調査期間 | 令和2年12月 |

図表中に以下の表示がある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。

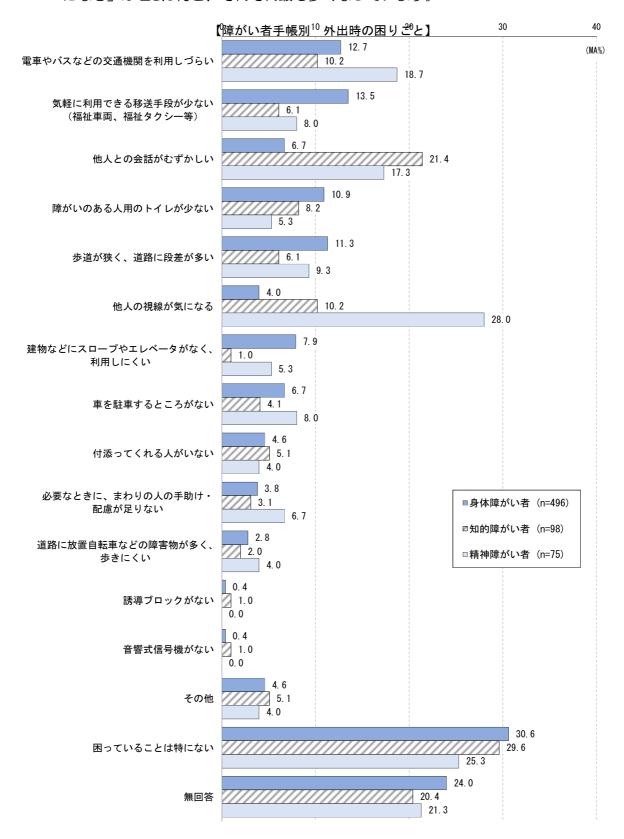
- MA % (Multiple Answer): 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
- ・3LA% (3 Limited Answer): 回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合

※特に断りがない限り、単一回答(回答選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する)形式の設問

(2) 障がい福祉に関するアンケート調査結果

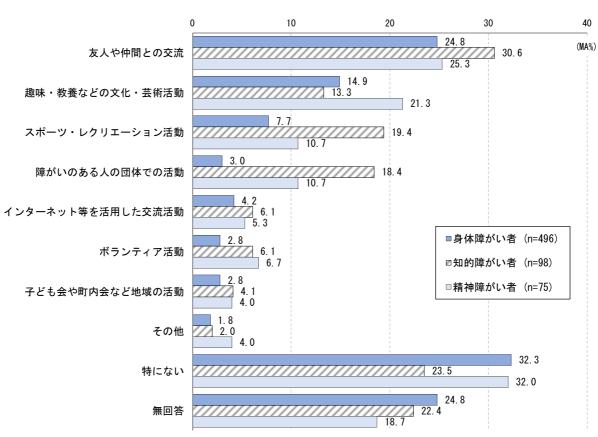
① 外出時の困りごと

外出の際に困っていることを障がい者手帳別にみると、身体障がい者では「気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉車両、福祉タクシー等)」が 13.5%、知的障がい者では「他人との会話がむずかしい」が 21.4%、精神障がい者では「他人の視線が気になる」が 28.0%と、それぞれ最も多くなっています。



② 社会参加活動に対する意向

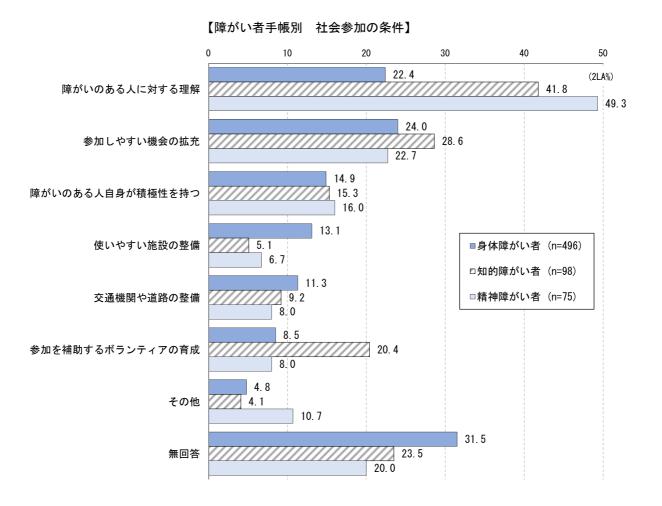
今後の生活の中で充実させたいこと(新たに始めたいこと)について、障がい者手帳別にみると、いずれも「友人や仲間との交流」が最も多く、特に知的障がい者で30.6%と高くなっています。また、精神障がい者で「趣味・教養などの文化・芸術活動」が21.3%、知的障がい者で「スポーツ・レクリエーション活動」が19.4%、「障がいのある人の団体での活動」が18.4%と、それぞれ高い割合となっています。



【障がい者手帳別 社会参加活動に対する意向】

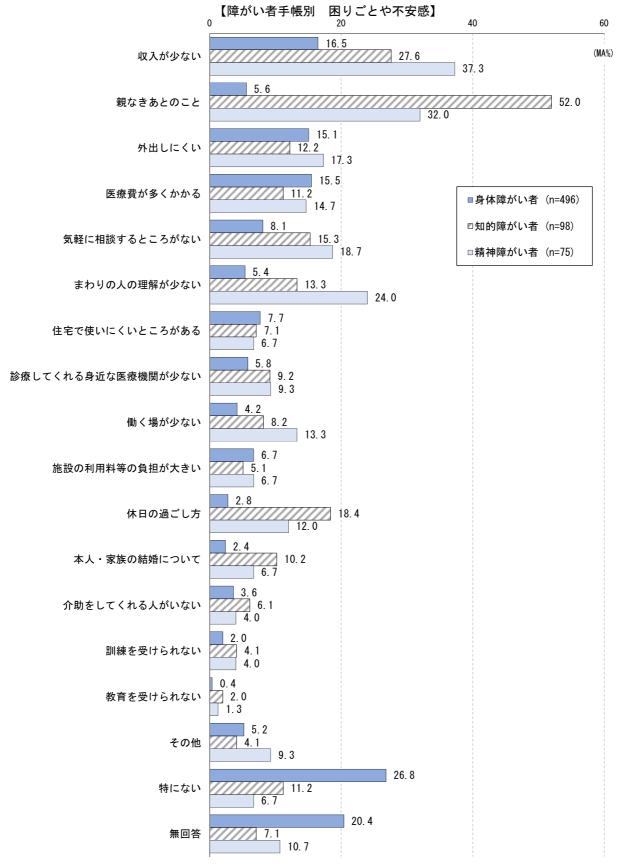
③ 社会参加の条件

地域や社会に参加できるようにするために大切なことについて、障がい者手帳別にみると、「障がいのある人に対する理解」が精神障がい者で49.3%、知的障がい者で41.8%と、ともに最も多くなっているのに対し、身体障がい者では「参加しやすい機会の拡充」が24.0%と最も多くなっています。また、「参加を補助するボランティアの育成」が知的障がい者で20.4%と高くなっています。



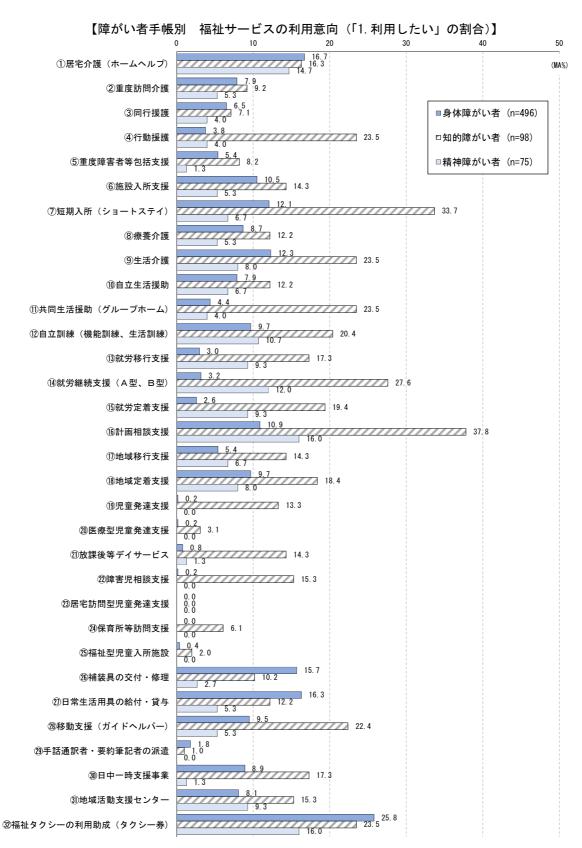
④ 困りごとや不安感

現在の生活での困りごとや不安感について、障がい者手帳別にみると、いずれも「収入が少ない」が多く、特に精神障がい者で37.3%と高くなっています。また、「親なきあとのこと」も知的障がい者で52.0%、精神障がい者で32.0%と高い割合となっています。



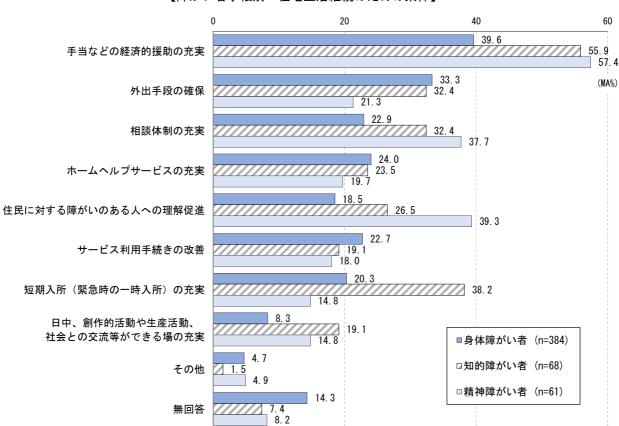
⑤ 福祉サービスの利用意向

今後利用したいと思う福祉サービスについて、障がい者手帳別にみると、身体障がい者では『②福祉タクシーの利用助成(タクシー券)』で25.8%、知的障がい者では『⑯計画相談支援』で37.8%、『⑦短期入所(ショートステイ)』で33.7%、精神障がい者では『⑯計画相談支援』、『②福祉タクシーの利用助成(タクシー券)』でともに16.0%と、それぞれ多くなっています。



⑥ 在宅生活継続のための条件

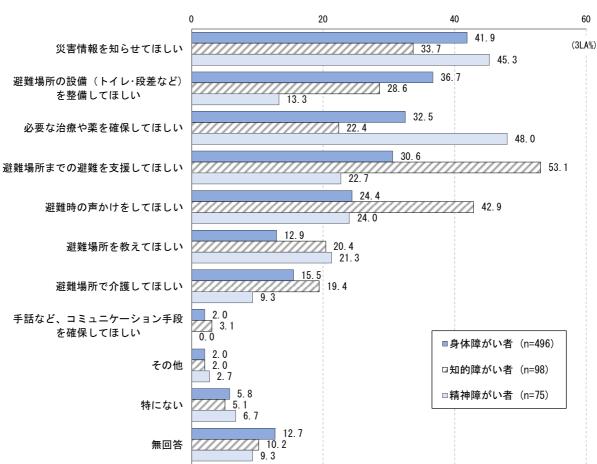
在宅での生活を続けるための条件について、障がい者手帳別にみると、いずれも「手当などの経済的援助の充実」が最も多いものの、身体障がい者で39.6%に対し、精神障がい者では57.4%、知的障がい者では55.9%と高くなっています。



【障がい者手帳別 在宅生活継続のための条件】

⑦ 災害発生時の支援

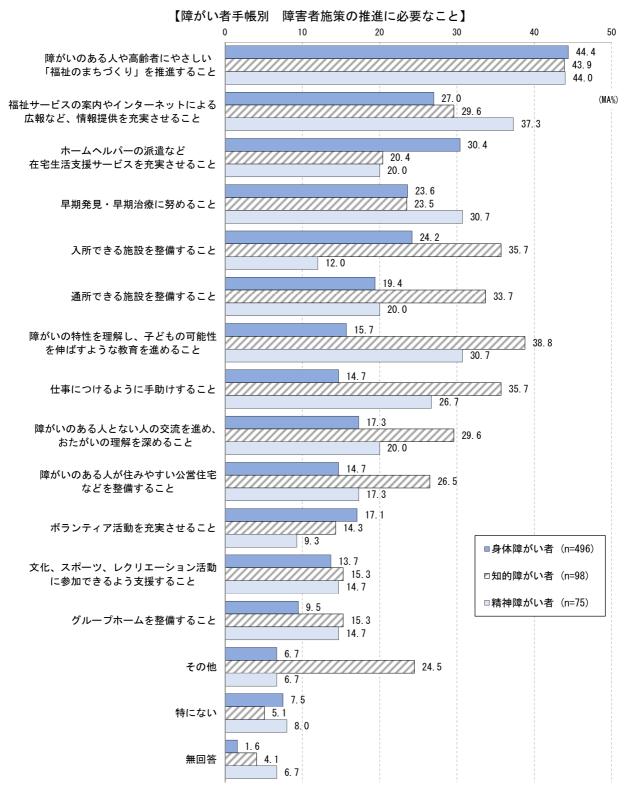
災害発生時に支援してほしいことについて、障がい者手帳別にみると、身体障がい者では「災害情報を知らせてほしい」が41.9%、知的障がい者では「避難場所までの避難を支援してほしい」が53.1%、精神障がい者では「必要な治療や薬を確保してほしい」が48.0%と、それぞれ最も多くなっています。



【障がい者手帳別 災害発生時に支援してほしいこと】

⑧ 障がい者施策の推進に必要なこと

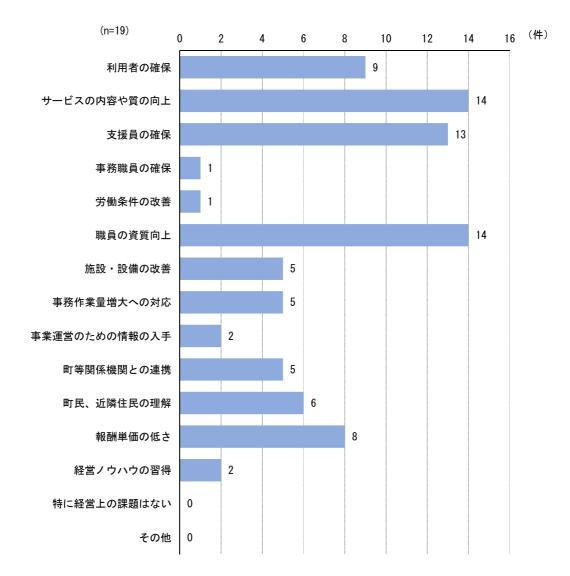
障がいのある人の施策を進めていくにあたり、充実が必要なことについて、障がい者手帳別にみると、いずれも「障がいのある人や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること」が4割台と最も多くなっている。これに続くのが、身体障がい者では「ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実させること」で30.4%、知的障がい者では「障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」で38.8%、精神障がい者では「福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供を充実させること」で37.3%となっています。



(3) 障がい福祉に関する事業所アンケート調査結果

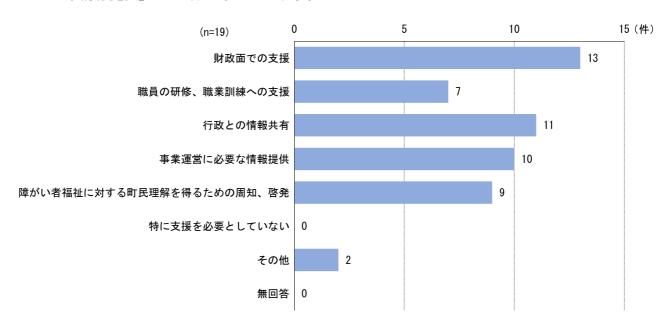
① 改善したい経営上の課題

円滑な事業運営のために改善したい経営上の課題としては、「サービスの内容や質の向上」「職員の資質向上」が各14件と最も多く、次いで、「支援員の確保」が13件となっています。



② 行政等の関係機関からの必要な支援

今後の事業運営にあたり、行政等の関係機関からの必要な支援としては、「財政面での支援」が13件と最も多く、次いで「行政との情報共有」が11件、「事業運営に必要な情報提供」が10件となっています。

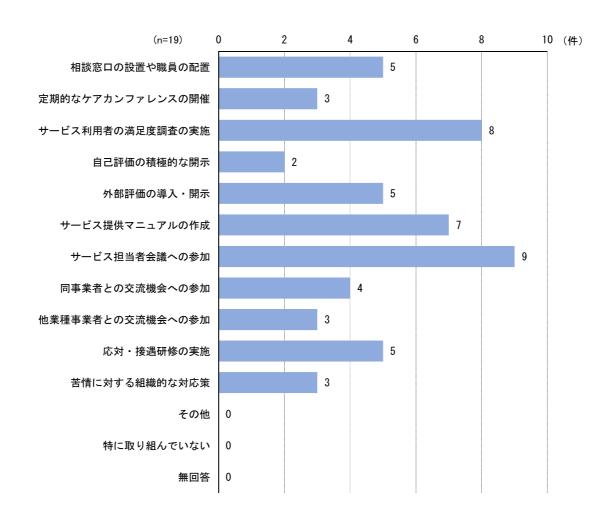


<その他の意見>

| 内容 | 件数 |
|---------------|----|
| 支援員の確保のための情報。 | 1件 |
| 有資格者などの紹介。 | 1件 |

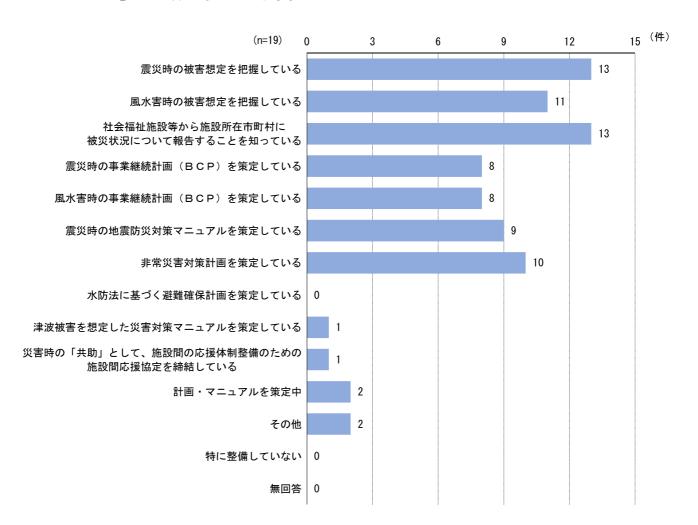
③ サービスの質向上のための取組

サービスの質の向上のために重点的に取り組んでいることとしては、「サービス担当者会議への参加」が9件と最も多く、次いで「サービス利用者の満足度調査の実施」が8件、「サービス提供マニュアルの作成」が7件となっています。



④ 災害発生時の対策の実施状況

災害発生時から業務復旧までの計画等の対策の実施状況としては、「震災時の被害想定を把握している」「社会福祉施設等から施設所在市町村に被災状況について報告することを知っている」がそれぞれ13件と最も多く、次いで「風水害時の被害想定を把握している」が11件となっています。



<その他のご意見>

| 内容 | 件数 |
|---------------------------------|-----|
| 大淀 D-WAT 計画による災害時の対応について検討している。 | 1件 |
| 損害保険の会社と連携しながら、災害警報発令時への対応等について | 1件 |
| 利用者への発信を行っている。 | 11+ |
| 防災マニュアル | 1件 |

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響、自由意見

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による影響や今後の対策について自由にご記入いただいたところ、17の事業所からのべ47件のご意見があり、主な内容は以下のとおりとなっています。

内 容

■サービスの提供を制限、中止した(9件)

- ・移動支援等を使った外出が出来なかった。
- ・児童通所事業を一時休止とした。 など

■会議等の業務に支障があった(5件)

- ・人材育成(職員)のための外部研修がほぼ中止となった。
- ・サービス担当者会議を開くとき関係機関の招集が難しかった。 など

■利用者が減った、新規利用者が増えない(4件)

- ・緊急事態宣言時、放課後デイサービスの利用者が半減した。
- ・外出自粛等によるサービス利用の低下による売り上げの減少。 など

■行事、イベントの中止(3件)

- ・行事を中止、変更した。
- ・都市部への外出や大人数集まってのプログラムの中止など、活動には大きな影響があった。 など

■利用者の仕事、工賃への影響(2件)

・緊急事態宣言の発出時に利用を控える方がおられた B 型において、自主生産品の販売会などイベントがなくなり工賃へ影響がみられた。 など

■その他サービス提供について(4件)

・利用される人の生活リズムを崩さないためにもできる限り開所して取り組んでいるが、生活の安定と命を 守るという視点を天秤にかけたときに何が正しい選択なのか判断に悩み、明確な指針を打ち出せない。 など

■感染症対策の徹底(6件)

- ・緊急事態宣言時はもちろん、コロナ発生時から、必要な情報や対応について文書により通知、対策。
- ・基本的な感染対策を徹底していた。今後も、家庭内感染が起きないよう対応をしていきたい。 など

■感染予防のための備品の確保(4件)

- ・マスク、アルコールが入手できなかったので、毎日お店を探し回った。
- ・感染拡大初期に、消毒液など感染防止対策に必要な物品の確保の難しさがあった。 など

■対策のしづらさがあった(2件)

・施設自体が狭く、ソーシャルディスタンスをなかなか取りづらかった。 など

■感染への不安、感染者が出た場合の対応など(3件)

・利用者、職員ともにストレスがたまっている。 など

■その他(3件)

・コロナ対策のための大淀町からの様々な援助がありがたかった。 など

■特に影響はなかった(2件)

(4) 障がい福祉に関する団体ヒアリング調査結果

① 障がいに関する理解が普及しているかどうか、また、差別や虐待に関すること

主な意見

- ・障がいに対しての理解や対応に関しての啓発は大切だと思う。
- ・災害時の避難や医療器具の電源確保について、配慮していただける話がでている。
- ・障がい者に気づいていても、見て見ぬふりをする人が多いように思う。

② まち中や家の中で障がい者が不便と感じていること、改善されたと思うこと

主な意見

- 外出時、おむつ交換をする場所がない。
- ・まちの中では、いろいろな人が声かけや手助けをしてくれるようになった。
- ・人の視線が気になって外出できない方もいる。

③ 災害時・緊急時などに障がい者等のいる世帯の情報を地域で共有することについて

主な意見

- ・災害時、まわりに助けてもらえるよう、平常時より存在を知っておいてもらうべきだと思う。
- ・当事者のプライバシーを守りながら地域で共有してもらいたい。
- ・区ごと又は班ごとで障がい者の情報を共有できるような地域づくりがあれば良い。

④ 成年後見制度の利用や「親亡き後」等について

主な意見

- ・成年後見制度については制度の理解が難しい。
- ・親亡き後に備え、グループホーム等にスムーズに入れるように、施設の受入れが充実すれば良い。
- ・サービスの内容が分からない。利用できるサービスを広報や窓口で教えて欲しい。

⑤ 障がい児・者に対する福祉サービスについて

主な意見

- 医療面を充実して欲しい。また、看護師や医師の連携が密であって欲しい。
- ・福祉サービスの手続きについて、当事者本人が簡単に手続きできるように改善して欲しい。
- ・サービスの内容が分からない。利用できるサービスを広報や窓口で教えて欲しい。

⑥ 今後、特に力を入れて取り組むべきと思われる障がい者施策

主な意見

- 保護者の緊急時に対応してもらえる体制を整えて欲しい。
- ・点字ブロックの設置、音響信号の設置等を進めていただきたい。
- ・地域に働ける場所、作業所、グループホーム等を増やして欲しい。

⑦ 障がい者の自立に向けて、本人やご家族、事業者、行政、地域が果たすべき役割

主な意見

- ・拠点となる場所がないように思う。拠点があれば、家族も参加し、いろいろなことができると思う。
- ・地域住民の理解と見守りが必要だと思う。
- ・障がい者も健常者も共に地域で暮らしやすい社会をつくる。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

すべての町民が一個人として尊重され、支援の受け手や支え手という関係を超えて、 ともに暮らし、ともに支えあうことでお互いの尊さへの認識を深め、ともに喜びを感じ て生きていける「地域共生社会」の実現をめざすことや、障がいのある人の活動を制限 し、社会への参加を制約している社会的な障壁を無くし、誰もが安心して暮らすことが できるまちづくりを地域のみんなの力で進めることは、とても重要になります。

「大淀町第3次障がい者基本計画」においては、「大淀町第2次障がい者基本計画」の基本理念である『ともに生きる おもいやりのまちづくり』という考え方を発展的に継承し、めざすべき基本理念を次のように設定します。

<基本理念>

ともに支えあい生きる おもいやりと安心のまちづくり

2 計画の基本目標

めざすべき基本理念を実現するための4つの基本目標を、次のように設定します。

基本目標1 ともに理解し、地域で交流できるまちづくり

障がいのある人が分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しあい、誰もが暮らしやすい地域共生社会を築いていくために、様々な障がいの特性や、障がいのある人への理解を進めます。

障がいのある人を地域で支えあい、助けあうことができる交流の機会の促進に取り組みます。

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、関係機関・団体等と連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の一層の浸透に向けた周知・啓発活動を展開し、障がいのある人に対する差別解消の実効性ある取組を行います。

基本目標2 暮らしやすいまちづくり

障がいのある人が、自由に社会活動に参画できるよう、建物や道路等だけでなく情報の伝達や移動手段の充実に取り組み、快適に暮らせるまちづくりをめざします。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人とその家族の多様なニーズに応じたサービスの充実を図ります。

障がいのある人が自主的にスポーツを行うことができるよう、障がいの特性や程度に応じた配慮を行いつつ、障がい者スポーツの推進を図るとともに、文化・芸術活動等を通じて共に活動し、交流する仲間づくりを進めるとともに、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、機会の充実や参加のための支援に努めます。

障がいのある人が、一人ひとりの適性や能力に応じて就労できるよう、雇用・ 就労の支援に取り組み、経済的自立の実現をめざします。

基本目標3 情報にアクセスしやすいまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、情報提供・相談支援など、障がいのある人とその家族のニーズに応じたサービスの充実を図ります。

障がいのある人が必要とする情報に円滑にアクセスすることができるよう、また 障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、 意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通 じて意思疎通支援の充実を図ります。

基本目標 4 安心・安全なまちづくり

障がいの有無にかかわらず、地域や学校で共に質の高い教育を受けることができる環境の整備・充実を図るとともに、障がいに対する理解を深める取組を推進します。さらに、学校と福祉や保健、医療等の関係機関が連携を図りながら、障がいのある子どもの可能性を伸ばし、持てる力を十分発揮できるよう、早期療育の充実に努めるとともに、学校教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援の充実を図ることで、障がいのある人もない人も、地域の一員として、共に豊かな生活を送ることができる共生社会の実現を図ります。

障がいのある人が、地域の一員として健康でこころ健やかに暮らすことができるよう、地域での支援の充実を図ります。

障がいの原因となる疾病の予防、障がいを早期に発見・対応できるよう、生活習慣予防の健康教育や健康相談など、保健事業の充実を図ります。

障がいのある人が安心して受診できる医療体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携をとりながら相談・指導の充実を図ります。

入院中の精神に障がいのある人の早期退院、地域移行を推進し、社会的入院の解消を推進します。また、障がいのある人が、身近な地域で医療やリハビリテーションを受けられるように、地域医療体制等との連携を図ります。

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活を送ることができるように、災害に強い地域づくりを推進しつつ、災害発生時においては障がい特性に配慮した情報提供や避難支援を推進し、福祉避難所及び福祉避難スペースを含む避難所の確保に継続して取り組むとともに、福祉・医療サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。

「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・問題解決等を実施する関係機関と連携を強化し、障がいのある人の権利擁護のための取組を着実に推進します。

また、障がいのある人が犯罪被害者等となった場合については、令和2年4月1日に施行された「大淀町犯罪被害者等支援条例」に基づき、被害の早期回復及び軽減を図るとともに、必要な支援を行います。その他、消費者被害については、消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

3 計画の施策体系

【基本目標】

【基本理念】 ともに支えあい生きる おもいやりと安心のまちづくり

【施策の方向】

1. ともに理解し、地域で交 —— --- (1) 理解の促進と啓発の推進 流できるまちづくり (2) 福祉教育の推進 - (3)差別解消の推進 2. 暮らしやすいまちづくり ------- (1) 生活環境・空間の整備 (2) 移動・交通手段の充実 -- (3)地域生活支援と福祉サービスの利用促進 - (4)生きがいある地域生活の促進 (5) 雇用・就労の促進 3. 情報にアクセスしやすい ---- (1) 情報提供の充実 まちづくり 一 (2)円滑なコミュニケーションの推進 一 (3) 相談体制の充実 4. 安心・安全なまちづくり _____ (1) 保育・療育・教育の充実 (2)保健・医療の充実 - (3)防災・防犯、感染症対策の整備 --- (4)権利擁護と虐待防止、消費者保護の推進

1 ともに理解し、地域で交流できるまちづくり

現状と課題

障害者基本法で定める「すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現のためには、障がいのある人や障がいについて町民が正しい知識を得て、理解を深めることが重要となりますが、地域における交流や支え合い、助け合いといった活動はまだまだ進んでいないのが実状です。

障がいにはさまざまな種類があり、同じ障がいでもその人ごとに症状や程度は異なります。また、外見だけでは分からない障がいもあります、そのため、それぞれの障がいの特性や必要な配慮等に関して、理解を進める必要があります。

障がいの有無に限らず、誰もが社会の構成員として、共に生き支え合う地域をつくる ため、町民に対して障がいのある人や様々な障がいに関する正しい理解や認識を深める ための啓発を進めます。

その一方、障がいのある人は、就職をはじめ、住宅を借りるなどの暮らしの基盤の確保から、日常生活に至るまで、様々な不利となる条件に置かれております。そのため、 障がいのある人に対する差別や偏見を解消するに至っていません。

「障害者差別解消法」において、自治体は、障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止と障がいのある人の要望等に応じて、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが法的に義務づけられています。本計画策定に向けて町が実施したアンケートでは、「障がい者施策の推進に必要なこと」について、身体障がい者の 17.3%、知的障がい者の 29.6%、精神障がい者の 20.0%が、「障がいのある人とない人の交流を進め、おたがいの理解を深めること」を選んでいます。

施策の方向

(1)理解の促進と啓発の推進

①役場や関連機関等における意識の向上と啓発の推進

▶ 役場や、障がいのある人と接する機会の多い関連機関及び企業に対し、研修等の実施 を通して理解の促進と意識の向上を図り、啓発を推進します。

②関係団体との連携による啓発活動の推進

▶ 障がいや障がいのある人について広く住民の理解を深めるため、関係団体やNPO等との連携を強化し、啓発活動の相互支援とその推進を図ります。

③イベントや催しにおける交流と啓発の推進

▶ 町内で行われるイベントや各種催しにおいて、障がいのある人の参加しやすい環境づくりを進めるとともに、参加者同士の交流と啓発の推進に努めます。

④発達障がいや難病等への理解の促進

学習障がいや注意欠陥・多動性障がい、自閉症スペクトラムなどの発達障がいや統合 失調症、内部障がい、難病等について、広報等を通じて理解の促進に努めます。

⑤町職員への研修の実施

町の福祉に携わる職員のみならず、すべての職員に対して障がいに対する理解を深め、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底など職員の資質の向上に努めます。

(2) 福祉教育の推進

①人権教育の推進

▶ 障がいのある人をはじめとするすべての人の人権について、正しい理解と認識を得る ための教育を推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。

②学校における福祉体験や交流の推進

▶ 学校や教育委員会との連携により、教育の場における福祉体験や施設見学、障がいのある人との交流を通して、障がいや障がいのある人への理解を促進します。

③障がいのある子どもの社会参加と自立をめざす適切な学校教育の充実

▶ 就学相談、教育相談を充実させ、児童・生徒の状況を正確に把握するとともに、保護者と合意形成を図り、基礎的環境整備と合理的配慮を行いながら、障がいのある子どもたちの社会参加と自立をめざす学校教育の充実を図ります

(3)差別解消の推進

①障がいを理由とした差別解消の推進

▶ 人権相談窓口を広く周知するとともに、「障害者差別解消法」の理念に基づき、合理 的配慮の推進をはじめとする障がいを理由とする差別の解消を推進します。

②差別解消のための理念の啓発

▶ 障がいを理由とする差別の解消のため、広報等を通じ、「障害者差別解消法」で示される「社会的障壁」や「合理的配慮」の理念を広く啓発し、その周知に努めます。

③人権相談の実施

▶ 障がいのある人の人権を含む様々な人権課題を抱える町民を対象に、人権相談を実施します。

2 暮らしやすいまちづくり

現状と課題

障がいのある人にとって自由に外出し、社会参加できる環境は、子どもや高齢者等、誰にとっても快適に暮らすための基盤となります。今後も安全・安心・快適に生活できる町づくりを計画的に進めるために、障がいのある人等の交通の利便性の向上を図っていきます。

また、住み慣れた地域で、安全・安心・快適に暮らせる住まいの確保が求められています。特に親亡き後の住まいの確保は、障がいのある人を抱えた保護者の大きな不安となっています。今後も、施設や病院から地域への移行が進められている中で、障がいの状況に合わせた生活環境の確保に努めます。

本計画策定に向けて町で実施したアンケート調査では、「外出時の困りごと」について、身体障がい者で「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい(12.7%)」と回答されている方が多く、自由回答でも、移動や交通についての要望が寄せられていました。

また、障がいのある人の地域生活を支えるためには、障がい福祉サービスや地域生活 支援事業等の充実が必要となります。サービスの量的確保と、一人ひとりのニーズに対 応したきめ細かなサービスの提供が求められます。

障がいのある人自身はもとより、介護者の高齢化が進むことに伴い、介護者家族の心身の負担が増大すると予測されることから、サービスを利用しないまま、あるいは悩みを抱えたまま家庭や地域で孤立することのないよう、潜在的なニーズの発掘に努めます。さらに、障がいのある人が生き生きと働き、生活していくためには事業主やそこで働く人、地域の人々の理解と支援が必要です。

障害者雇用促進法の趣旨に則り、障がいのある人が安心して就労できるよう、障がい 者雇用に関する理解の啓発を図るとともに、就労移行支援・就労定着支援の取組を今後 も一層進めていきます。

施策の方向

(1) 生活環境・空間の整備

①住空間の環境整備

▶ 障がいのある人が地域で安心して住み続けることができるよう、地域生活支援事業や 介護保険事業による住宅改修費の給付の周知とその利用を推進し、生活の基盤となる 住空間の環境整備を促進します。

②公共施設・公共空間のバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの理念のもと、公共施設・公共空間について、障がいのある人 や高齢者等の利便性を考慮した計画的な整備・改善を継続します。

(2)移動・交通手段の充実

①移動手段と支援の充実

▶ コミュニティバス(よどりバス)をはじめとするバスやタクシーの利用しやすい環境 づくりに取り組むとともに、地域生活支援事業としての移動支援や、行動援護、同行 援護等のサービスの利用推進に努めます。

②歩行空間の整備の推進

安全で快適な歩行環境確保のため、町道はもちろん、国道等についても道路管理者等に働きかけ、歩道の拡張や新設、交差点・信号機の改善、誘導ブロックの敷設、段差の解消等の推進に努めます。

③障がい者用駐車スペースの利用促進

▶ 公共施設には十分な障がい者用駐車スペースを確保するとともに、障がいのある人が スムーズに利用できるような仕組みづくりと利用者への啓発に努めます。

④公共交通の整備・充実

▶ コミュニティバス(よどりバス)路線の維持や利便性の向上に努め、高齢者や障がいのある人が利用しやすい環境整備に努めます。

(3)地域生活支援事業と福祉サービスの利用促進

①地域生活支援事業と自立支援給付の周知と利用促進

▶ 移動支援、日常生活用具の給付・貸与等、障がいのある人の生活をサポートする地域 生活支援事業と、自立支援給付制度(介護給付・訓練等給付)の周知と利用の促進に努 めます。

②福祉サービスの提供体制の充実

本人や介護者の負担を軽減するための在宅サービスや日中一時支援事業をはじめ、個々のニーズに応じたサービスが適切に提供できるよう、事業者との連携や働きかけを図ります。

③サービスの質の維持と向上

サービスの質の維持と向上を図るため、事業者とも連携し、福祉サービス従事者への研修や指導、人材育成、評価体制の充実を図ります。

④施設入所者等の地域移行・地域定着支援の推進

▶ 退院・退所した人に対しては、相談や訪問などの地域定着支援を進め、障がい福祉サービスや、関係機関につなげるなどして、地域での生活を支えます。

(4) 生きがいある地域生活の促進

①スポーツや文化・芸術等の活動支援

▶ 障がいのある人のスポーツや文化・芸術、創作活動等への参加を促すと同時に、その 機会づくりと活動の支援に努めます。

②住民活動への参加支援

▶ 社会福祉協議会や教育委員会と連携し、公民館講座や住民サークル等への参加しやすい環境をつくるとともに、参加を促し、障がいの有無にかかわらない住民同士の交流を推進します。

③地域活動支援センターとの連携

▶ 地域活動支援センターとの連携により、障がいのある人自身や介護者の日中の活動や 交流の場づくりに努めます。

④指導者の発掘と人材育成

▶ 障がいのある人に、スポーツや創作活動、その他様々な趣味や教養、文化活動を指導することのできる指導者の発掘と、その人材育成に努めます。

⑤余暇活動等の社会参加のための外出支援

▶ 障がいのある人の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を支援するため、障がい福祉サービス等の提供の円滑な実施に努めます。

(5) 雇用・就労の促進

①公的機関における優先雇用と物品等の優先調達の推進

▶ 役場や関連機関において、障がいのある人の優先雇用や障がい者就労施設からの物品 等の優先調達に努めます。

②多様な産業における雇用の推進

> 公共職業安定所等との連携のもと、事業主に対して雇用の啓発に努めるとともに、各種助成制度の周知および活用を促進し、障がいのある人の雇用の推進に努めます。

③進路指導や就労相談・就労支援の推進

▶ 小・中学校、特別支援学校、教育委員会、公共職業安定所、事業所等との連携を深め、 個々の適性やニーズに応じた早期の進路指導や就労相談・就労支援を推進します。

④職業的自立の促進

→ 一般就労に向けて、就労移行支援や就労継続支援を通じた就労機会の提供を推進する とともに、一般就労に必要な知識や能力の維持・向上に向けた支援を行います。

⑤就労移行支援・就労定着支援の取組

▶ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化等により生活面に課題が生じているなどの場合、継続就労を行うため、就職先の企業や、関係機関と連携して相談等の支援を行い、職場への定着を支援します。

3 情報にアクセスしやすいまちづくり

現状と課題

近年、「アクセシビリティ(accessibility)」という言葉がよく使われるようになりました。アクセシビリティとは「近づき易さ」を表す英語で、平成 30(2018)年度に策定された国の「第4次障害者基本計画」でも、各論の主な内容として「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」が掲げられています。

本計画策定に向けて町で実施したアンケート調査では、障がい者施策の推進に必要なことについて、精神障がい者の37.3%、身体障がい者・知的障がい者でも30%弱が「福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供を充実させること」と回答しています。

障がいのある人にとって必要な情報は、自身の障がいや病気・治療に関すること、福祉サービスや福祉制度に関することなど多岐に渡り、専門知識を要するケースも多く、また、障がいのある人にはコミュニケーション手段に制限があり、スムーズな意思の疎通が難しいことも多くあります。

現在、大淀町では、広報「おおよど」や町のホームページをはじめ、大淀町社会福祉協議会による「大淀町社協だより」等を通じて情報発信を行っており、障がいのある人や家族からの相談については、住民福祉部福祉課が窓口となるほか、地域自立支援協議会や相談支援事業者と連携をとり、スムーズな対応に努めていますが、今後も更なる情報提供手段の拡充や、障がいのある人が気軽に相談できる体制づくり、円滑な意思疎通のためのコミュニケーション支援の充実などが求められています。

施策の方向

(1)情報提供の充実

①積極的な情報提供の推進

▶ 障がいのある人が必要な時に必要な情報を入手できるよう、町政や各種サービス・制度について、広報紙等による積極的な情報提供を推進します。

②情報提供手段の充実

➤ インターネットの活用や、ボランティア等の協力を得て、点字・手話・朗読・要約筆記等、障がいのある人のニーズに応じた情報提供手段の充実を推進します。

③家族や関係者・関係機関への情報提供の充実

▶ 障がいのある人はもちろん、介護者である家族や障がい者団体、医療機関、学校、自 治会等の関係機関や団体への様々な情報提供の充実に努めます。

④防災・避難情報の「電話(ファックス) お知らせサービス」

身体障がい者手帳(視覚・聴覚)をお持ちの方を対象に、気象警報、避難情報などの 緊急情報をご希望の電話番号、またはファックス番号にお知らせします。

(2) 円滑なコミュニケーションの推進

①行政窓口のバリアフリー化の推進

役場や関連機関の窓口の表示や案内板等のバリアフリー化を推進するとともに、窓口でスムーズに意思疎通のできる環境づくりに努めます。

②意思疎通支援の推進

ボランティア団体等への協力を依頼するほか、コミュニケーション支援のための人材育成講座等を開催し、円滑な意思疎通の体制づくりに努めます。

③障がいのある人の意思決定の支援

▶ 障がいのある人一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が作成した「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に則り、利用者の意思を尊重した障がい福祉サービス等の提供を行います。

(3)相談体制の充実

①相談窓口の明確化

▶ 広報等を通じた相談窓口の案内を徹底するとともに、様々な相談や各種申請の受け付け・手続きにおいて、利用者にとってわかりやすいように窓口のあり方や表示方法を整備します。

②相談対応のための連携

▶ 地域自立支援協議会や社会福祉協議会、民生・児童委員、相談支援事業者と連携し、 相談内容に応じた専門機関の紹介等、様々な相談に総合的かつ円滑に対応できる体制 づくりを進めます。

③ケアマネジメントの充実

▶ 障がいのある人に対する相談支援は、障がいのある人や家族の悩みの解消のみならず、必要な支援につなぐ大事な要素であることから、障がいのある人とその家族からの多様な相談に対応することができるよう、関係機関と連携して、相談支援業務に従事する者の専門性の向上や、対応力の養成に努めます。

4 安心・安全なまちづくり

現状と課題

災害時には、災害が原因で亡くなる人の割合は、障がいのある人の方が障がいのない人よりも高いことがあげられています。東日本大震災では、地震と共に津波の被害が甚大なものになりましたが、医療的ケアの必要な障がいのある人やパニック障がいのある人、精神障がいのある人、視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人等の安否確認や避難所での暮らしの問題が改めて浮き彫りになりました。

日頃から地域の中で顔の見える関係づくりを構築し、災害時における障がいのある人等の安否確認や避難誘導、災害情報の提供等を、迅速かつ円滑に実施する体制づくりや 福祉避難所の確保等を進めます。

本計画策定に向けて町で実施したアンケート調査では、災害発生時に望む支援として、身体障がい者では「災害情報を知らせてほしい」が 41.9%、知的障がい者では「避難場所までの避難を支援してほしい」が 53.1%、精神障がい者では「必要な治療や薬を確保してほしい」が 48.0%と、それぞれ最も多くなっています。

このような災害に対する不安とともに、一層の核家族化と高齢化が進む地域社会においては、高齢者等の社会的弱者を対象とした新たな手口の犯罪や虐待等の権利侵害も増加しており、行動やコミュニケーションに制限を持つことの多い障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を営む上での不安要素は一層増加しています。

これらの社会情勢を受け、国の「第4次障害者基本計画」では各論の主な内容として 「防災、防犯等の推進」が設けられ、その施策項目に「災害発生時における障害特性に 配慮した支援」「防犯対策や消費者トラブル防止の推進」が上げられました。また、「差 別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」も主な施策分野として設けられ、障がいの ある人の生活の安全・安心の確保と権利擁護の姿勢を明らかにしています。

施策の方向

(1) 保育・療育・教育の充実

①施設や支援体制の充実

▶ 障がいのある乳幼児や児童が安全に安心して保育や療育、教育を受けられるよう、施設のバリアフリー化とともに、関係機関等との連携をはかり、支援体制の充実に努めます。

②職員・関係者の資質の向上

▶ 障がいのある子どもの健やかな発達を支援できるよう、保育士や教職員等の研修への 参加を促進し、理解と専門性の向上を図るとともに、個々の特性やニーズに対応でき る環境づくりを進めます。

③特別支援教育の推進

▶ 町内の幼稚園、小・中学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの配置や、関係機関との連携による適切な支援体制づくりを推進します。

④インクルーシブ教育システム構築の推進

▶ 障がいの有無にかかわらず同じ場で共に学ぶことのできるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、合理的配慮を含む理念の啓発とその推進に努めます。

⑤就学前および就学後の教育相談の充実

就学前の障がいのある子どもの保護者に対して、関係機関と連携し情報提供や就学相談を行い、障がいの状況等に応じた適切な就学先が決定できるよう取り組みます。

(2)保健・医療の充実

①乳幼児の障がいの早期発見の推進

▶ 乳幼児の保護者への情報提供とともに、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業の充実や関係機関との連携により、障がいを早期発見し、適切な医療や療育へとつなげる体制づくりを進めます。

②予防の啓発と健康づくりの推進

▶ 特定健診やがん検診等の受診の啓発とともに、健康教育や健康相談の充実と健康づくりセンターの利用推進を図り、生活習慣病等の疾病の予防と健康づくりを推進します。

③円滑な医療体制の構築

障がいを軽減し、より快適で自立した生活を促進するため、医療機関との連携のもと、 誰もが必要な治療をスムーズに受けることができる体制づくりに努めます。

4 難病患者への支援の推進

▶ 難病患者の療養生活を支援するため、保健・医療・福祉のサービスを効果的に提供できるよう、保健所等関係機関と連携した支援体制の確立に努めます。

⑤精神保健対策の推進

▶ 精神障がいについての理解の啓発とともに、精神科を有する病院と連携による精神疾病の早期発見・早期治療、および自立支援医療制度の利用推進に努めます。

⑥地域移行のための支援の充実

▶ 精神障がいをはじめとする障がいのための長期入院等により、地域での生活への移行が難しい人への相談支援を行い、スムーズな地域移行・地域定着を促進します。

⑦必要な医療費の助成

必要な対象者へ医療を確保するため、各種医療費助成制度の丁寧な説明と町民周知に 努めます。

(3) 防災・防犯、感染症対策の整備

①防災対策の推進

▶ 障がいのある人や家族の防災に対する意識の高揚を図り、防災訓練等への参加を促進するとともに、災害時の避難場所の表示や住民への告知を徹底します。

②災害時の支援体制の構築

▶ 災害発生時に援護が必要な要援護者リストを作成するほか、地域防災計画を随時見直すとともに、関係機関と連携し、避難後のケアも含めた万全の支援体制づくりに努めます。

③災害時の情報提供体制の整備

》 災害発生時には、防災行政無線、メール配信自動電話発信システム等を活用し、迅速かつ的確な情報提供に努めます。

④地域における防犯と見守り体制の整備

▶ 地域の防犯組織、自治会、民生委員等との連携を図り、地域ぐるみでの防犯と見守り 体制の構築に努めます。

⑤新型コロナウイルス感染症への対応

▶ 保健所、医療機関等と連携し、感染拡大の防止に向けた対策を講じるとともに、感染症対策に関する正しい知識と情報を速やかに発信していきます。また、事業者に対しても感染症関連情報等を速やかに発信し、感染者発生時の連絡・届出・相談についても事業所等と連携して対応していきます。

(4)権利擁護と虐待防止、消費者保護の推進

①権利擁護のための制度の普及と利用の促進

成年後見制度等、障がいのある人の権利を守るための制度の普及と、利用促進のための市民後見人等の人材育成に努めます。

②虐待防止の推進

▶ 住民福祉部福祉課内に虐待防止窓口を設置し、虐待についての相談に応じるとともに、虐待防止の啓発や指導に努めます。

③消費者保護の推進

▶ 消費生活センターや警察、専門機関と連携し、広報や講習会等を通じて悪徳商法の手口等の情報提供に努め、トラブルに巻き込まれないための消費者教育に取り組みます。

④選挙や司法手続等における配慮の推進

障がいのある人が自らの権利を円滑に行使できるよう、選挙情報の提供方法や投票におけるバリアフリー化、および司法手続き等における配慮を推進します。

⑤成年後見制度利用支援事業の実施

▶ 障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することでその権利擁護を図るため、成年後見人等の報酬の全部または一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である場合に必要となる費用について補助を行います。

資料編

1. 五條·吉野地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第89条の3第1項の規定に基づき、五條市、吉野町、大淀町及び下市町に居住する障害者が、地域で安心して生活できるよう支援する総合的なネットワークの構築と、地域独自の諸問題の解決を目的に、五條・吉野地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(自立支援協議会を設ける市町)

第2条 自立支援協議会は、次に掲げる市町がこれを設ける。

万條市

吉野町

大淀町

下市町

(委員及び組織)

- 第3条 協議会の委員は次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
 - (3) 医療機関を代表する者
 - (4) 相談支援事業者を代表する者
 - (5) 障害のある方の生活を支援する者
 - (6) 当事者及び障害者関係団体
 - (7) その他必要と認める者
- 2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 3 自立支援協議会を効率的に運営するため、協議会に専門的事項を検討する部会及び運営委員会を置く。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、第2条に定める自治体の障害福祉事務統括者をもってあてるものとする。
- 3 副会長は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会議の議長になり、議事を整理し、協議会の事務を統括する。
- 5 副会長は、会長に事故あるとき、これを代行する。
- 6 会長及び副会長の任期は2年間とする。
- 7 会長及び副会長が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。 (部会)
- 第5条 地域の課題を協議するため、協議会に部会を設置することができる。
- 2 前項に掲げる部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理し、協議会の事務を統括する。
- 4 部会長は、部会の活動報告や効果などを運営会議、全体会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、これを代行する。
- 6 部会委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。 (運営委員会)
- 第6条 運営委員会は、協議会の方針等の円滑な運営を進めるため、地域課題の抽出・整理や 困難事例への対応の在り方に関する協議をおこない、部会での検討を調整する。
- 2 運営委員会は次の者をもって構成し、必要に応じ開催する。
 - (1) 構成市町障害者福祉担当者
 - (2) 相談支援事業者
 - (3) 部会長
 - (4) その他障害当事者を含め運営に必要なアドバイザー等

(運営事務局)

第7条 協議会の構成市町と生活相談センターのどかが連携して活動内容を整理し連絡調整を 行い、協議会の円滑な運営を進めるため、協議会に運営事務局を置く。

(個人情報の保護)

- 第8条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。 (報告)
- 第9条 協議会は、会議事項に関し必要な事項をその都度各市町長に報告するものとする。 (書記)
- 第10条 書記は、事務局の職員がこれを行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2. 令和2年度五條·吉野地域自立支援協議会名簿

《全体会議》

| 種別 | 氏 名 | 所属 |
|-----|--------|---|
| 会 長 | 安川 武志 | 社会福祉法人 三寿福祉会 |
| 副会長 | 久野 史人 | 吉野町 長寿福祉課 |
| 委員 | 永仮 善久 | 特定非営利活動法人 吉野コスモス会 就労支援センターうぃる工房 【就労支援部会長】 |
| | 末吉 裕之 | 社会福祉法人 嚶鳴学院 五條学園 【生活支援部会長】 |
| | 大田 秀子 | 社会福祉法人 せせらぎ会 大淀園 【療育・教育支援部会長】 |
| | 柳生 善彦 | 奈良県吉野保健所 |
| | 森脇 聖子 | 下市公共職業安定所 |
| | 櫻本 旨代 | 社会福祉法人 五條市あすなろ福祉会 あすなろ園 |
| | 小笠原 秀雄 | 社会福祉法人 泰久会 障害者支援施設 仁優園 |
| | 福峯 壽昭 | 社会福祉法人 すぎの子会 すぎの子苑 |
| | 菊谷 博樹 | 社会福祉法人綜合施設 美吉野園 |
| | 中村 和哉 | 社会福祉法人 せせらぎ会 大淀園 |
| | 竹林 祐 | 特定非営利活動法人 吉野コスモス会 生活相談センターのどか |
| | 川西 隆行 | 医療法人鴻池会 秋津鴻池病院 |
| | 笹谷 正明 | 五條市身体障害者福祉協会 |
| | 大谷 國代 | 五條市手をつなぐ育成会 |
| | 倉垣 巌 | 吉野郡身体障害者福祉協会 |
| | 山本 悦子 | 吉野郡手をつなぐ育成会 |
| | 藤川 千恵子 | 吉野郡精神障害者家族会「秋桜」 |
| 行 政 | 岡 民長 | 五條市 あんしん福祉部 社会福祉課 |
| | 森本 孝俊 | 大淀町 住民福祉部 福祉課 |
| | 下迫 哲明 | 下市町 健康福祉課 |
| 事務局 | 小南 直也 | 特定非営利活動法人 吉野コスモス会 生活相談センターのどか |
| | 辻本 寿美子 | 特定非営利活動法人 吉野コスモス会 生活相談センターのどか |

(順不同、敬称略) ※【 】内、協議会での役職

大淀町第3次障がい者基本計画

令和3年3月発行

編集·発行 大淀町 住民福祉部 福祉課

〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地 TEL 0747-52-5523 FAX 0747-52-5504 E-mail fukushi@town.oyodo.lg.jp http://www.town.oyodo.nara.jp/